第7章 参考資料

7.1 策定体制

本ビジョンの策定にあたっては、有識者及び公募による市民で構成された「佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会」を設置し、ビジョンの内容等について検討・提言をいただきました。

◆ 佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会委員名簿

役職	委員名	肩書等
会　長	三　枝　康　雄	東京成徳大学　経営学部准教授
副会長	上　田　節　子	佐倉商工会議所　女性会副会長
委　員	山　内　　久	公益社団法人日本水道協会　調査部主任調査役
委　員	宮　田　年　康	公益社団法人日本下水道協会　企画調査部長
委　員	松　井　　強	公募による市民委員
委　員	柳　川　由美子	公募による市民委員

任期：平成27年6月2日から平成28年3月31日まで

◆ 佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会の開催経過

回数	開催日時	主な議題
第1回	平成27年　6月　2日	水道・下水道事業の概要と事業計画
第2回	平成27年　7月14日	水道事業・下水道事業の経営診断結果
第3回	平成27年　8月18日	上下水道ビジョン策定のためのアンケート 上下水道ビジョン体系案
第4回	平成27年10月　6日	水道事業・下水道事業の財政推計結果 上下水道ビジョン体系案
第5回	平成27年11月10日	上下水道ビジョン原案
第6回	平成27年12月22日	上下水道ビジョン案 水道料金・下水道使用料の在り方（水準）
第7回	平成28年　1月19日	上下水道ビジョンに関する提言案 下水道使用料の在り方（水準・体系）
第8回	平成28年　2月　9日	水道料金・下水道使用料に関する提言案

◆ 佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会設置要綱

（設置）

第1条　佐倉市水道事業及び下水道事業の長期的な事業運営の指針となる水道ビジョン及び下水道ビジョン（以下「上下水道ビジョン」という。）の策定並びに水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の在り方に関し必要な事項を検討するため、佐倉市上下水道ビジョンの策定及び料金等の在り方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条　懇話会は、次に掲げる事項について意見を述べ、又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の求めに応じ、必要な助言を行うものとする。

（1）上下水道ビジョンの策定に関する事項

（2）料金等の在り方（料金等の体系、水準等）に関する事項

（組織）

第3条　懇話会は、委員6人以内 をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）一般公募による市民

（3）前2号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条　懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2　懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3　懇話会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

（庶務）

第7条　懇話会の庶務は、上下水道部事業管理課において処理する。

（補則）

第8条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則（平成27年3月18日決裁26佐水事第577号）

（施行期日）

1　この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（有効期間）

2　この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

7.2 総務省による“公営企業の「経営戦略」”への対応について

(1) 総務省による“公営企業の「経営戦略」”への対応方針

総務省から、各公営企業において中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメント向上に取り組んでいくことが要請されています。

今後、佐倉市水道・下水道事業では、本ビジョンに基づいて、「経営戦略」を策定する予定です。

(2) 本ビジョンにおける「経営戦略」に関する概要

総務省による「経営戦略」の様式は、下記（太字部分）の通りです。また、本ビジョンにおける総務省様式の記載事項の概要を以下に記します。

本ビジョンにおける「経営戦略」に関する概要

第1　経営の基本方針

佐倉市水道・下水道事業の基本理念を「快適な暮らしを未来につなぐ佐倉の上下水道」としています。

そして、基本理念の下に4つの基本施策（①水循環（安全で安定的な水の供給と健全な水循環の実現）・②強靭（強靭な水道・下水道施設の確保）・③危機管理（危機管理体制の強化）・④経営（健全で安定した経営体制））を位置づけて、対応する個別の事務事業を実施していきます。

第2　計画期間

平成28年度から平成42年度まで15年間

第3　投資・財政計画

投資についての説明

水道は「水道施設耐震化計画」、下水道は「公共下水道長寿命化基本計画」及び「汚水適正処理構想」に基づき、計画的な普及・更新・耐震化等を実施するとともに、需要量の変化に応じてダウンサイジングを図っていきます。

なお、本ビジョンでは、以下の指標をビジョン成果指標として設定しています。

- 重要施設までの水道管の耐震化率（水道）：平成42年度末100%
- 全水道管の耐震化率（水道）：平成42年度末60%
- 下水道長寿命化計画進捗率：平成42年度末100%

財源についての説明

水道は今後の受水量の増加に対応するべく、ビジョン期間中、中期的に水道料金の適正化について検討し、持続可能な料金収入を確保します。

下水道は地方公営企業法の適用に伴い、現在は使用料の対象となっていない受贈財産等を使用料対象に含めていくこと等を含めて、ビジョン期間中、早急に下水道使用料の適正化を検討、実施し、持続可能な使用料収入を確保します。

なお、本ビジョンでは、以下の指標をビジョン成果指標として設定しています。

- 水道：料金回収率100%の確保（※減価償却費から長期前受金を控除しない給水原価で算出した料金回収率で佐倉市独自の指標）
- 下水道：経費回収率100%の確保（※減価償却費から長期前受金の一部を控除した汚水処理原価で算出した経費回収率で佐倉市独自の指標）

本ビジョンにおける「経営戦略」に関する概要（続き）

第4　効率化・経営健全化の取り組み

（1）組織、人材、定員、給与に関する事項

平成26年度から上下水道部を設置し、上下水道の組織統合を行いました。今後も引き続き、効果的で効率的な組織体制づくりを推進します。

また、上下水道の共通業務を一体的に発注する等経費削減を図っていきます。さらに、技術・簿記等の専門知識を有する人材を育成するとともに配属年数の長期化を図りノウハウの蓄積を図っていきます。

（2）広域化に関する事項

システム等の共同発注、事業統合に向けた調査研究を実施し、広域の事業体間での相互利益を実現する広域連携手法を検討します。

（3）民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

委託業務の拡大、官民連携手法の調査研究を実施し、活用可能性を検討します。

（4）その他の経営基盤の強化に関する事項

遊休施設が生じた場合、有効活用策を検討します。

（5）資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策

適時適切な水道料金・下水道使用料の改定について検討・実施することにより、資金不足が発生しないように図っていきます。

（6）資金管理・調達に関する事項

水道料金・下水道使用料の改定とともに、施設更新・耐震化等においては、適時適切に企業債を活用するとともに、適切な現預金残高を確保することにより経営の持続性を確保していきます。

（7）情報公開に関する事項

広報やアンケートによりお客様とのコミュニケーションの充実を図るとともに、サポーター制度を検討し、お客様と共に考える体制作りを目指します。

7.3 お客様アンケート

(1) アンケート調査概要

i. 調査目的

佐倉市のお客様の水道・下水道に対する満足度やニーズを把握し、佐倉市上下水道ビジョンに反映させることを目的に実施しました。

ii. 調査対象

佐倉市内約7万世帯のうち、コンピューターにより無作為に抽出した3,000世帯に配布。

iii. 調査方法

郵送による配布・回収。

iv. 回収件数

1,470件（回収率49%）。

v. アンケート実施期間

平成27年5月18日（月）～同年6月5日（金）。

(2) 調査結果

横棒グラフと縦棒グラフについて
本集計では、単回答の設問は横棒グラフ（全回答に対する比率を示す）、複数回答の設問は縦棒グラフ（回答を積み上げ、回答数の大小を示す）で表記しています。

i. 水道サービスについて

■ 佐倉市の水道水を「おいしい」と思いますか？(単回答)（n=1,470）

佐倉市の水道水について、おいしいと思う（おいしいと思う、まあまあおいしいと思う）との回答は5割弱となっています。一方で、おいしくないと思う（どちらかというとおいしくないと思う、おいしくないと思う）との回答は14.4%となっています。

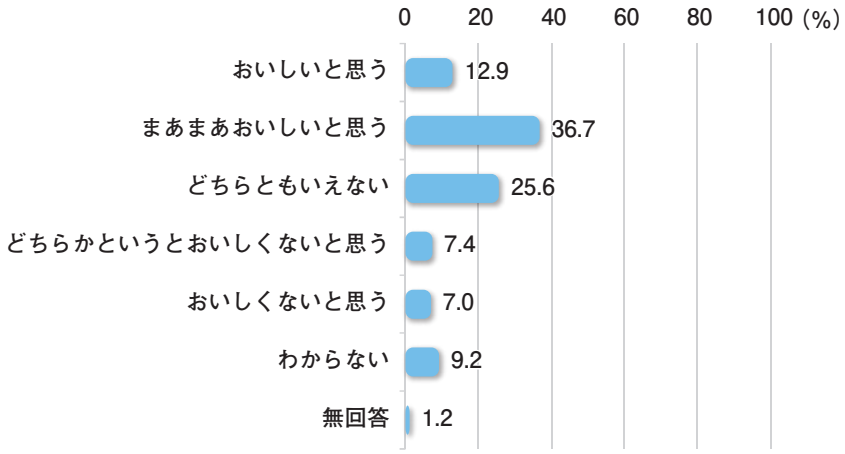

■ 佐倉市の水道水を飲んでいますか？（単回答）（n=1,470）

水道水を飲んでいる（そのまま飲む、浄水器を通して飲む、煮沸して飲む）との回答は、8割強となっています。

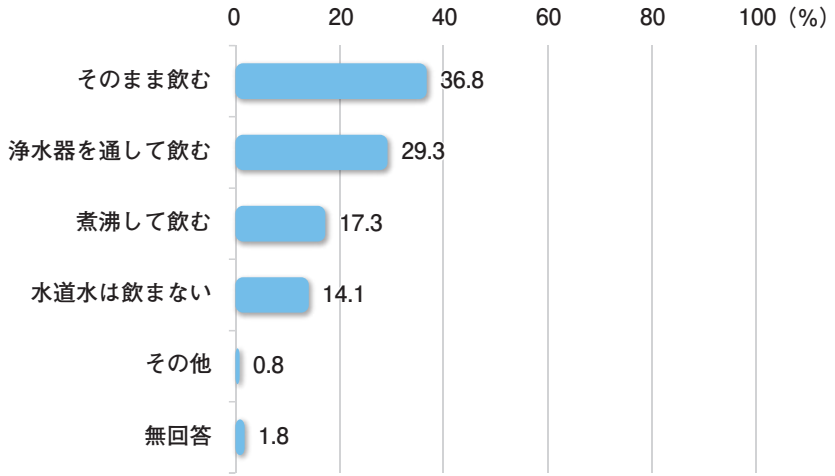

■ 水道水をそのまま飲まない理由は何ですか？（複数回答）（n=903）

水道水をそのまま飲まない理由としては、なんとなくとの回答が最も多くなっています。味やにおいを理由とする回答も多くみられ、また放射性物質が気になるとの回答もみられました。

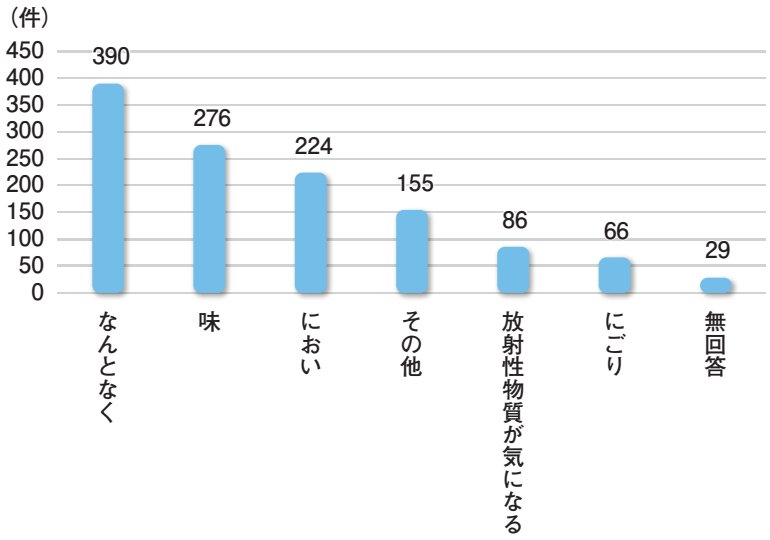

■ 日頃、節水をしていますか？（単回答）（n=1,470）

節水をしている（まめに節水している、ある程度節水している）との回答は、8割強となっています。

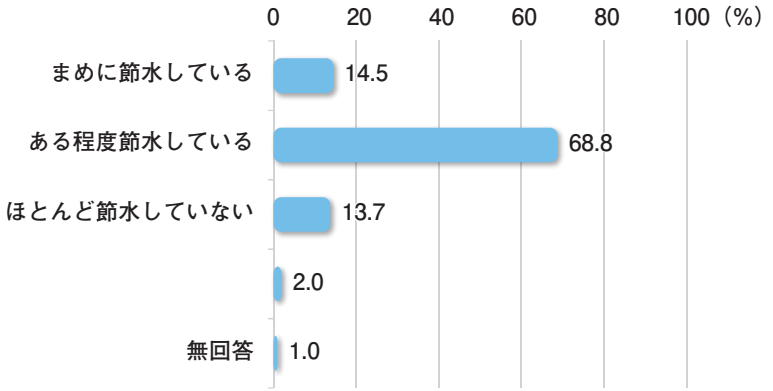

■ 節水をしている理由は何ですか？（複数回答）（n=1,224）

節水をしている理由についてみると、料金を節約するためとの回答が多く、家計を考慮して節水が行われている現状が見受けられます。次いで、水は限りある資源だからとの回答が多く、公共性を考慮しての節水も多くなっています。

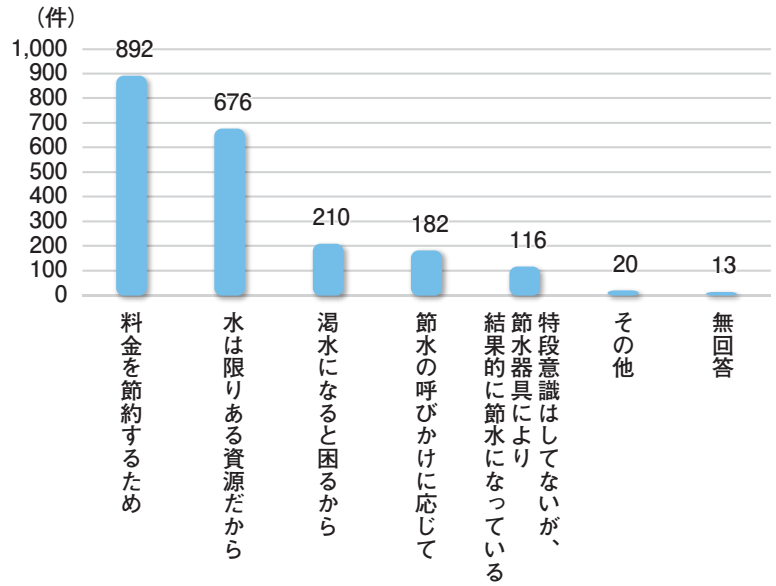

■ 節水の取り組み内容についてお聞かせください（複数回答）（n=1,224）

節水の取り組み内容についてみると、水の出しっぱなしをしないとの回答が最も多く、日常生活の中で取り組みやすいところから節水に取り組んでいる現状が見受けられました。その他の回答として、風呂の水交換の頻度を少なくする、洗車時の節水などの回答がみられました。

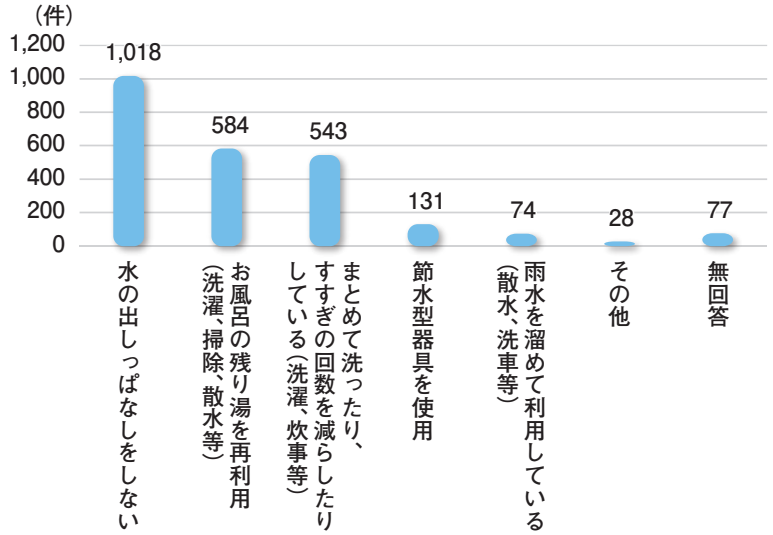

■ 災害時に備えて、日頃から飲料水の備蓄をしていますか？（単回答）（n=1,470）

災害時に備えて飲料水を備蓄しているという回答は、6割弱となっています。一方で、現在備蓄していない（現在備蓄していないが、今後備蓄する予定と現在備蓄しておらず、今後の備蓄する予定はない）との回答が4割を占めており、その中でも今後も備蓄する予定が無いとの回答が16.9％となっています。

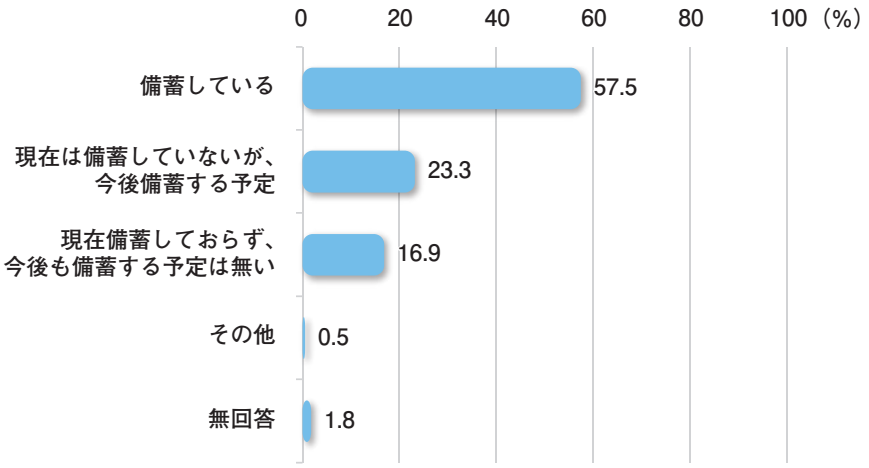

■ ご自宅ではどれくらいの飲料水を備蓄していますか？（単回答）（n=845）

自宅で備蓄している飲料水の備蓄量は、家族の人数相当量は備蓄していないが、少しはしているとの回答が最も多くなっています。

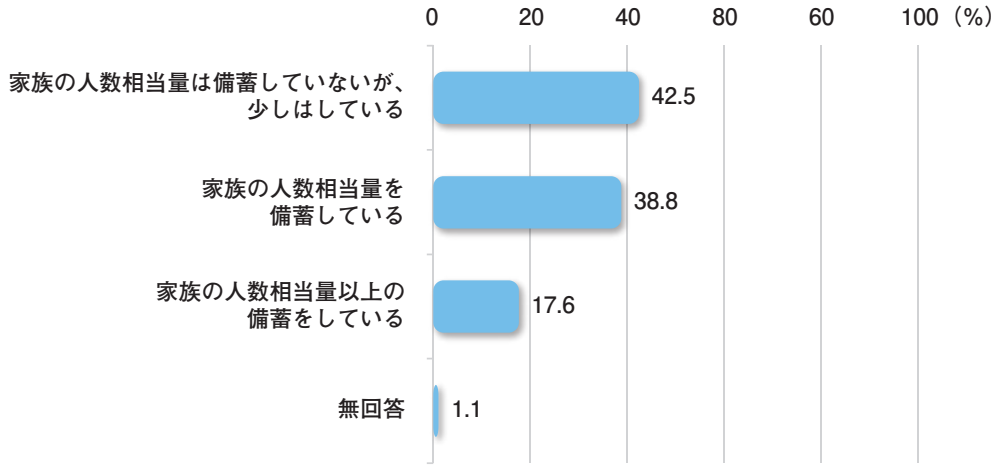

■ 水道サービスについてどのように感じていますか？（単回答）（n=1,470）

水道サービスに満足している（満足している、どちらかといえば満足している）との回答は、5割強となっています。

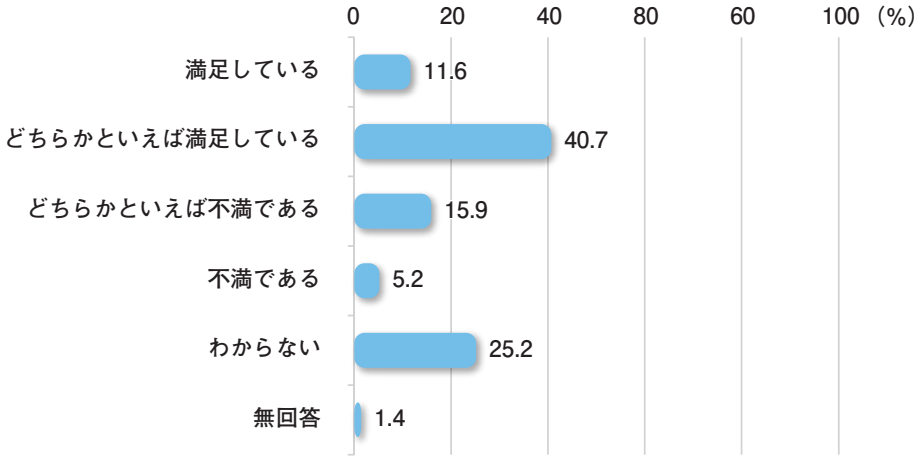

■ 水道サービスの何に不満を感じていますか？（複数回答）（n=310）

水道サービスへの不満としては、水道料金が高いが最も多くなっています。次いで、水道水の安全性に不安があるとの回答が多くなっています。その他の回答として、カード払いができないこと、水圧が低いことなどの回答がみられました。

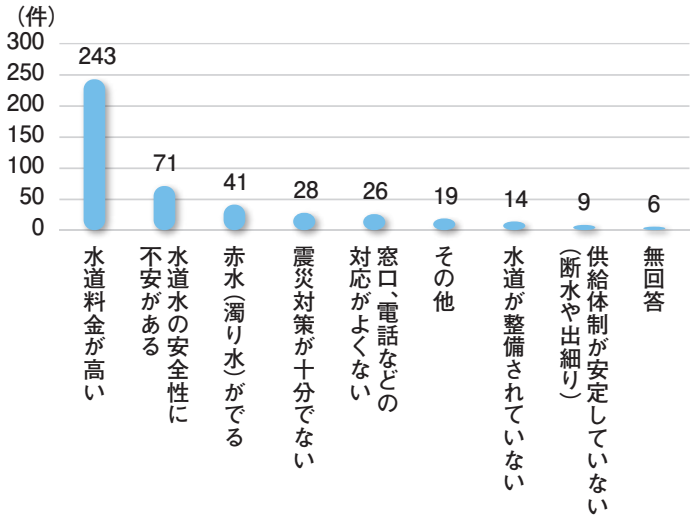

ii. 下水道サービスについて

■ あなたにとって下水道とは、どのようなものですか？（複数回答）（n=1,470）

下水道への認識として、下水道を日常生活に必要不可欠なものと認識しているとの回答が最も多くなっています。次いで、汚水を処理し清潔で快適な生活環境を作る、川や海などの水質保全を図るとの回答が多くなっています。

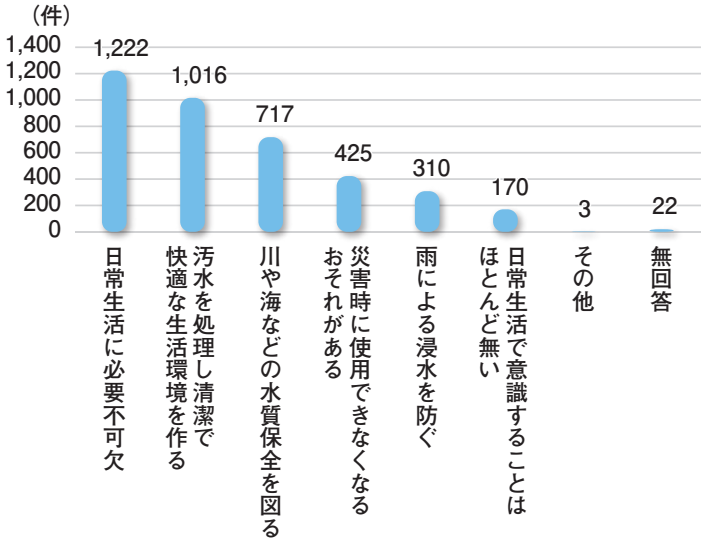

■ 下水道利用のマナーとして知っていることを教えて下さい（複数回答）（n=1,470）

下水道の利用にあたり、生ごみや油などを排水口に流さないなどの基本的なマナーについての認知は進んでいます。

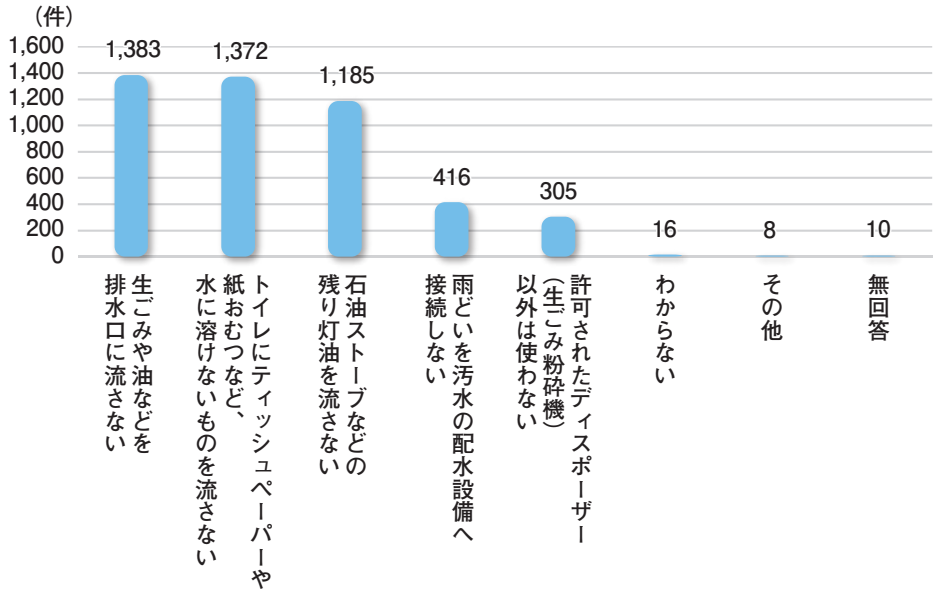

■ 下水道サービスについてどのように感じていますか？（単回答）（n=1,470）

下水道サービスに満足している（満足している、どちらかといえば満足している）との回答は、5割となっています。これは、水道サービスと同程度の満足度となっています。

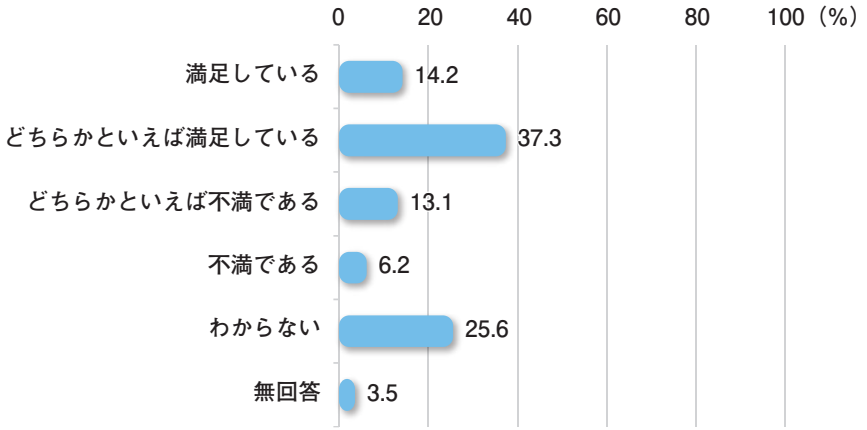

■ 下水道サービスの何に不満を感じていますか？（複数回答）（n=284）

下水道サービスに対する不満としては、下水道使用料が高いとの回答が最も多くなっています。次いで、大雨・浸水への対策が十分でない、川や海がきれいになっていない、との回答が多くなっています。

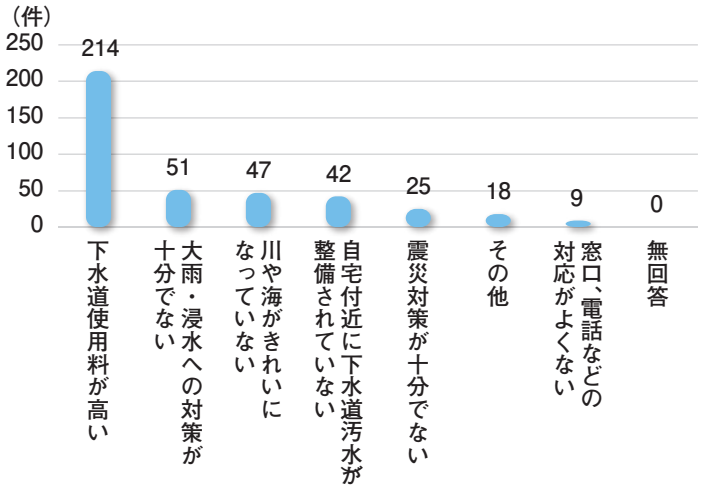

iii. 水道・下水道に共通するサービスについて

■ 水道・下水道の広報手段としてどのような手段が有効だと思いますか？（複数回答）（n=1,470）

水道・下水道の有効な広報手段としては、紙媒体の広報（佐倉市の広報、広報紙）に係る回答が最も多くなっています。次いで、使用水量のお知らせの裏面と続いています。一方で、メールでの配信サービス、SNSなどの電子媒体を用いた広報手段への回答は相対的に少なくなっています。その他の回答として、新聞・チラシ、小中学校での出前授業などがみられました。

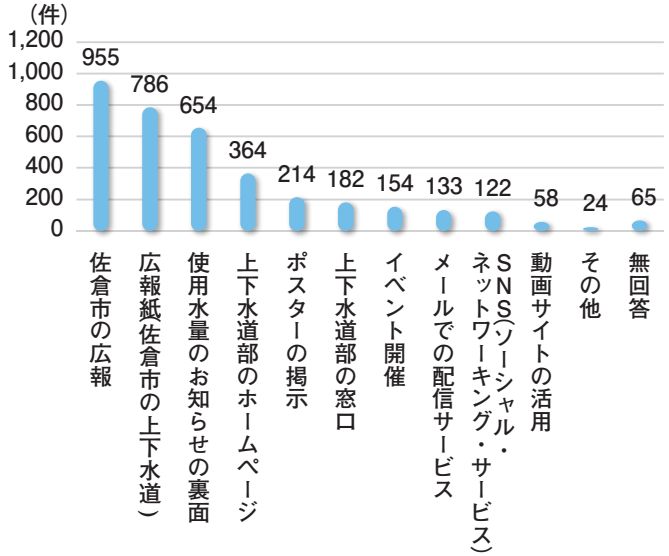

■ 佐倉市の水道管や下水道管が更新時期を迎えることをご存知でしたか？(単回答)（n=1,470）

水道管・下水道管が更新時期を迎えることに対する認知度については、知らなかったとの回答が5割弱となっています。

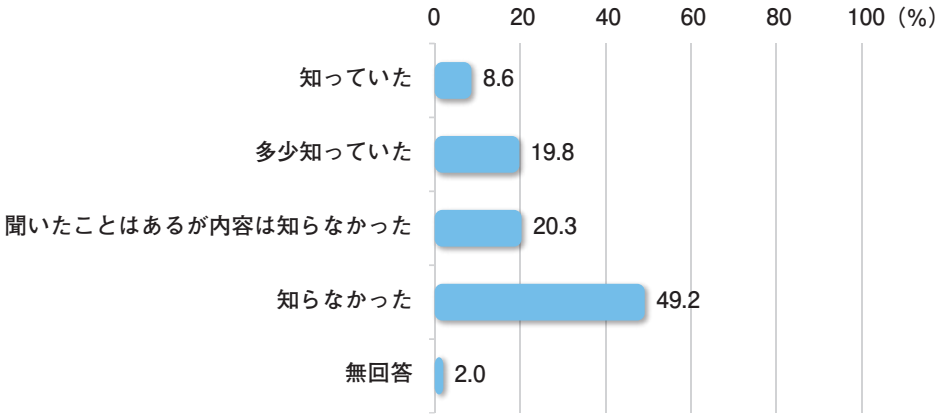

■ 老朽管の更新にあたり多額の費用が必要となるが、どのように感じますか？(単回答)（n=1,470）

老朽管の更新に多額の費用がかかることを深刻である（とても深刻な問題、少し深刻な問題）と思っている回答者は、全体の9割近くに上ります。

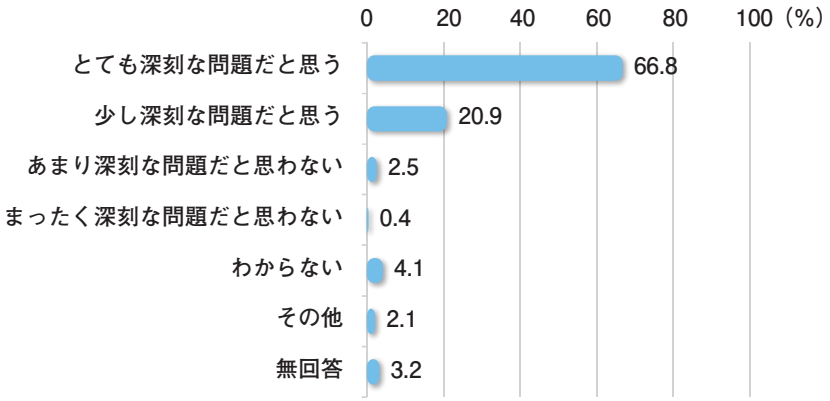

■ 上下水道に関することで、知りたいことはどれですか？（複数回答）（n=1,470）

上下水道に関することで知りたいこととしては、水道の水質のこととの回答が最も多く、次いで、災害時における対策のこと、料金・使用料のこと、管や施設の老朽化（耐用年数を超えている）のことと続いています。

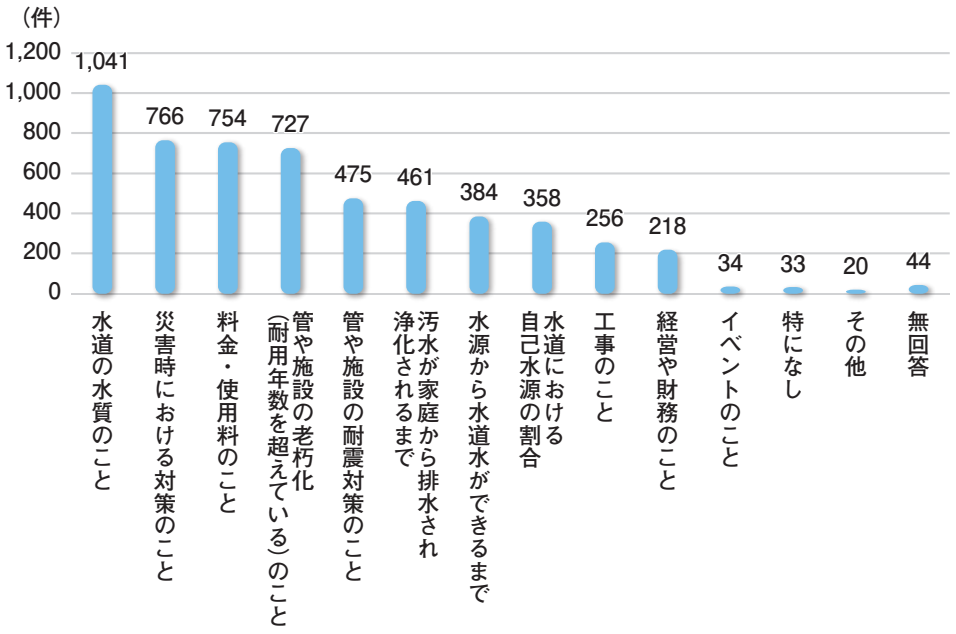

iv. 水道料金・下水道使用料について

■ 水道料金についてどのように感じていますか？（単回答）（n=1,470）

水道料金については、回答者の6割が高い（高い、やや高い）と回答しています。

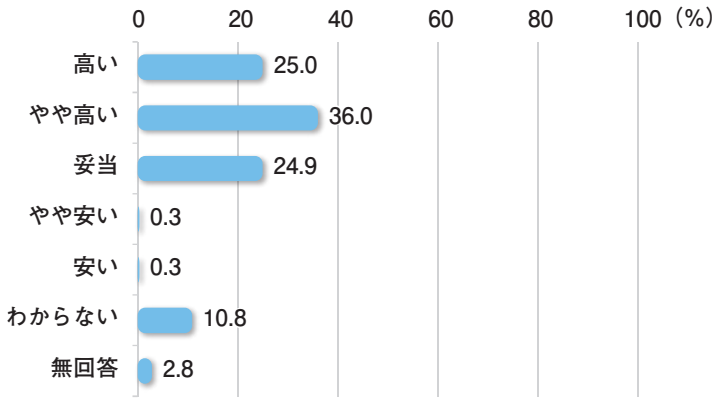

■ 水道料金が高いと感じる理由は何ですか？（複数回答）（n=896）

水道料金が高いと感じる理由としては、家計の支出に占める割合からとの回答が最も多くなっています。次いで、他市町村の料金と比較してとの回答が多くなっています。

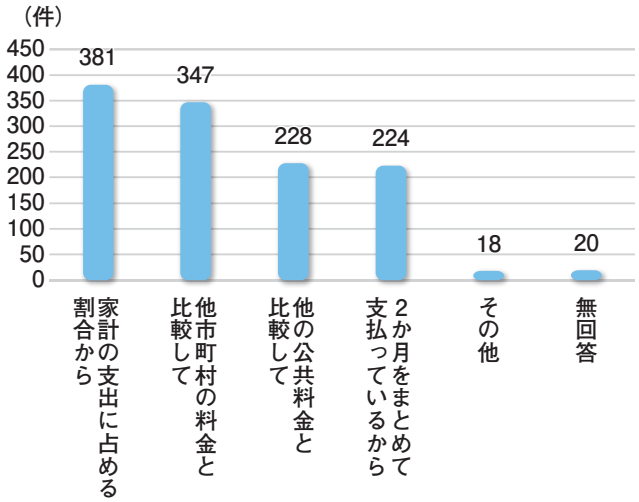

■ 下水道使用料についてどのように感じていますか？（単回答）（n=1,470）

下水道使用料については、回答者の5割が高い（高い、やや高い）と回答しています。

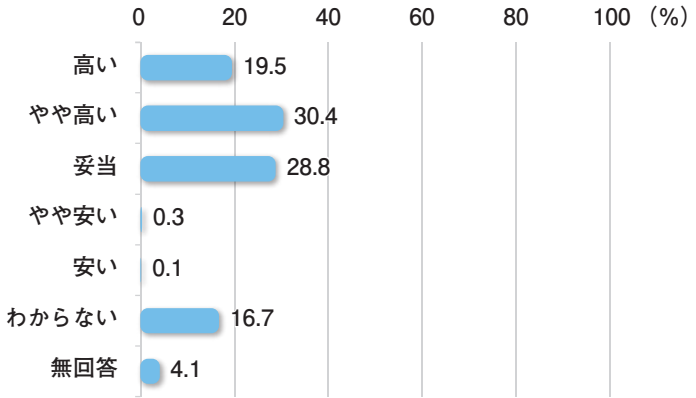

■ 下水道使用料が高いと感じる理由は何ですか？（複数回答）（n=734）

下水道使用料が高いと感じる理由としては、家計の支出に占める割合からとの回答が最も多くなっています。次いで、他市町村の使用料と比較してとの回答が多くなっています。

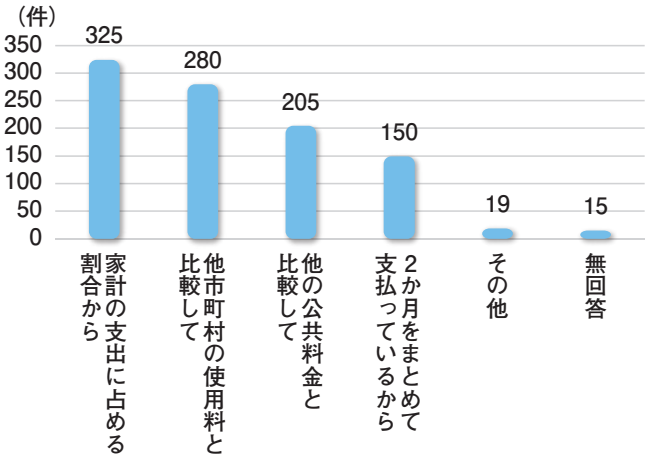

■ 安定した水道・下水道サービスを維持するためにどう対応していくべきですか？（単回答）（n=1,470）

安定した水道・下水道サービスを維持するための対応としては、値上げ（料金（使用料）を若干値上げして、できる範囲内で対策を進める、必要な分だけ料金（使用料）を値上げして着実に対策を進める）してでも進めるべきとの回答が6割強となっています。その中でも、料金（使用料）を若干値上げして、できる範囲内で対策を進めるとの回答が4割強となっています。

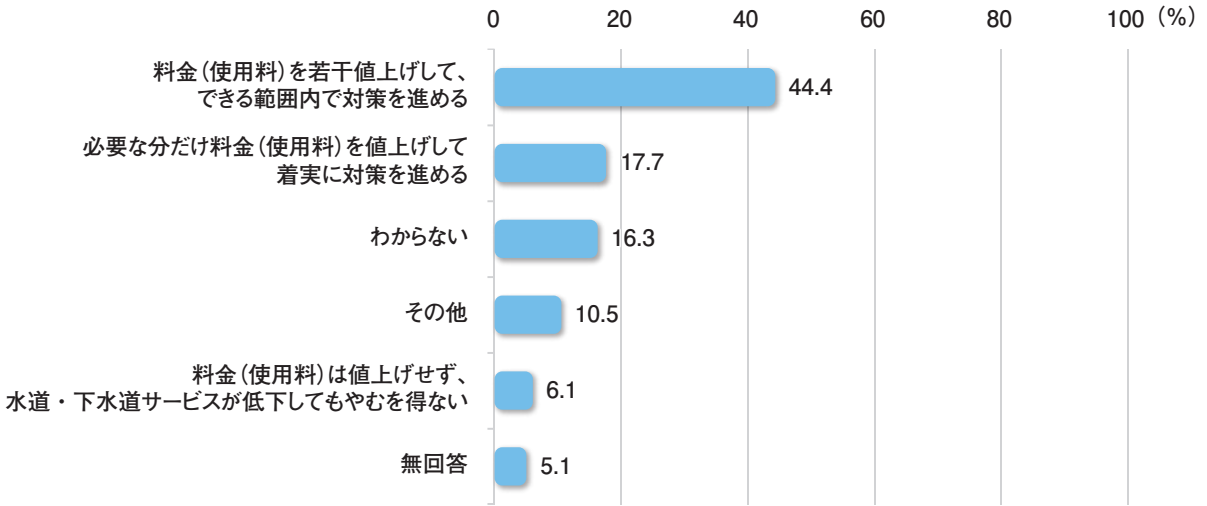

v. これからの水道事業・下水道事業の取り組みについて

■ 優先的に取り組むべき施策は何だと思いますか？（複数回答）（n=1,470）

これから優先的に取り組むべき施策としては、安定水源の確保との回答が最も多くなっています。次いで、水道の水質向上、老朽施設の更新の順に多くなっています。

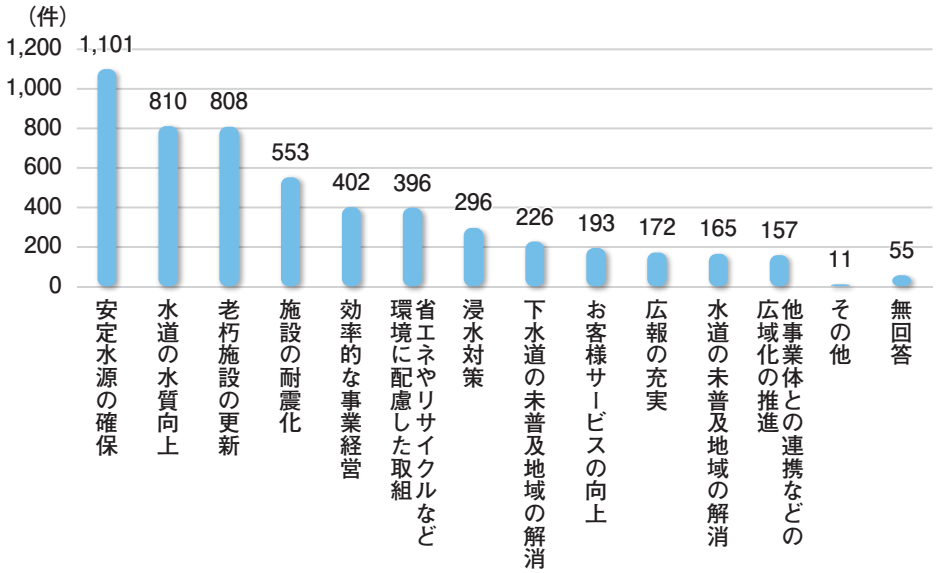

7.4 用語解説

◆ あ行

赤水

赤水とは地下水に含まれる鉄やマンガンのミネラルの成分が、浄水過程の塩素滅菌により変色したものが、水道管内に付着し、火災時の消火栓の使用などで、水道管内の流速や流向に変化があった場合に変色した鉄分やマンガン分が水道水に混ざり赤く濁った水が発生する現象。対策方法は除鉄・除マンガン設備によるろ過や水道管の洗浄等がある（自然界に含まれるミネラルの成分なので、大量に飲料しない限り健康に影響はありません。）。

アセットマネジメント

持続可能な上下水道事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、効率的かつ効果的に上下水道施設の資産管理の見通しを立てる手法。

印旛広域水道用水供給事業

印旛地区の７市１町１企業団に水道水を供給する事業体（７市１町１企業団は受水団体）。

印旛沼流域下水道事業

佐倉市を含む印旛沼流域の13市町の汚水を処理している事業体であり、千葉県が設置した地方公営企業。なお、流域下水道事業とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有する事業。

雨水貯留浸透施設

雨水貯留施設は、雨どいなどから雨水を集め、貯めるための施設。雨天時の雨水の流出を抑え、庭の散水などに活用できる。また、底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷き並べて、そこから雨水を地下に浸透させる構造の施設を雨水浸透施設という。雨水の流出を抑え、地下水涵養の効果がある。

汚水処理人口普及率

何らかの手法で汚水を適正に処理することのできる人口の割合。公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティプラント等を利用できる人口に、合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、行政区域内人口で除した割合。

汚水適正処理構想

汚水処理施設の整備を効率的かつ計画的に推進するための指針となる構想。

◆ か行

霞ヶ浦導水

霞ヶ浦と那珂川、霞ヶ浦と利根川をそれぞれ地下トンネルで結ぶ水路。水を相互に

行き来させ、霞ヶ浦や桜川等の水質浄化、那珂川や利根川の流水の正常な機能の維持、都市用水の確保等を目的とする。

合併浄化槽

家庭から排出されるし尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。

行政区域内人口

行政区域内（佐倉市内）に居住している総人口。

基幹管路

厚生労働省における耐震化状況調査では、導水管、送水管、配水本管（給水管への分岐はない水道管で佐倉市では口径φ450mm以上）を基幹管路としている。

なお、本市では、上記とは別に「基幹管路」を次のように定義している。

○導水管・・・地下水を汲み上げる水源（井戸）から浄水場へ送る管
○送水管・・・志津浄水場から上座浄水場まで水道水を送る管
○配水管・・・浄水場から各家庭などへ送る水道管で口径φ200mm以上のもの

緊急貯留タンク

常時は水道管の一部として機能し、地震等の非常時には消火用および飲料用として貯留水を利用できるタンク。

経費回収率（料金回収率）

○水道：給水にかかる経費に対する給水収益の割合。
水道事業の料金回収率＝供給単価÷給水原価
供給単価＝給水収益÷年間総有収水量
給水原価＝{経常費用－（受託工事費＋材料及び不要品売却原価＋附帯事業費)}
÷年間総有収水量
○下水道：汚水処理にかかる経費に対する使用料収入の割合。
下水道事業の経費回収率＝使用料単価÷汚水処理原価
使用料単価＝使用料収入÷年間総有収水量
汚水処理原価＝(汚水に係る維持管理費＋汚水に係る資本費）÷年間総有収水量

下水道長期ビジョン実現に向けた中期計画

国の新下水道ビジョン等を実現するため、概ね今後10年間の目標及び具体的な施策を示したもの。

下水道長寿命化計画

下水道管施設の長寿命化を図るための予防保全や計画的な改修等に係る計画。国土交通省では、老朽化する下水道ストックを将来にわたって適切に維持管理・改築・修繕していくため、全国の下水道事業体において、長寿命化やストックマネジメントを導入・実践し、これを踏まえながら長寿命化支援制度に定める長寿命化計画を策定・

実施することを求めており、これに対応するために策定された計画。

減価償却費

水道管等の施設整備に要した単年度の支出を当該施設の法定耐用年数で除した費用。地方公営企業の会計では施設整備に要した単年度の支出について、その施設の効果が持続する期間（法定耐用年数）で費用配分して期間損益計算を行う。

現在処理区域内人口

公共下水道を使用できる地区に居住している人口。

公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域及び水路。本ビジョンでは、印旛沼や印旛沼に流入する河川や水路のほか、終末処理場から放流される花見川などが対象となる。

公費負担（一般会計の負担）

下水道事業は、雨水公費・汚水私費の原則に則って経営される。雨水は汚水と異なり排出者が特定されず、雨水排水は地域住民があまねく受益者となるため、雨水管の維持管理・更新等にかかる費用は公費（一般会計）の負担で行われる。

国土強靭化基本法

東日本大震災を踏まえ、人命保護、事前防災や迅速な復旧復興のための施策を策定・実施すること等の基本方針等を定めたもの（平成25年12月施行）。

コンセッション方式

施設の所有権を公共が保有したまま、民間事業者に運営権を譲渡する方式。

◆ さ行

佐倉市人口ビジョン

佐倉市における、国の長期ビジョンを勘案して策定した「地方人口ビジョン」のこと。佐倉市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示することを目的としている（平成27年10月策定）。

佐倉市水道施設耐震化計画

東日本大震災や厚生労働省による「新水道ビジョン」等を踏まえて、計画的に耐震化を図ることを主な目的として策定された計画。佐倉市水道施設再編整備計画を基に、地震等災害時の被害予測、応急対応予測、復旧予測を行い、基幹管路・施設設備の耐震化の優先順位等を定めたもの。計画期間は平成28年度から平成67年度（8期：40年）。第3期間までが本ビジョンの計画期間となっている。

佐倉市第４次総合計画

佐倉市の将来像とその実現に向けた基本的な施策を示した計画。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の三層構造で成り立っており、基本構想の期間は平成23年度から平成31年度、後期基本計画の期間は、平成28年度から31年度となっている。

佐倉市まち・ひと・しごと・創生総合戦略

佐倉市における、国の総合戦略を勘案して策定した「地方版総合戦略」のこと。佐倉市人口ビジョンを踏まえ、地域の実情に応じた今後５か年（平成27年度～平成31年度）の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの（平成27年10月策定）。

自己水源

水道事業体が保有し、維持管理する井戸等からの水源。

市町村営（水道・下水道事業の経営主体の原則）

以下の法律により、水道・下水道事業は、原則として市町村営で経営することとされている。

○水道法

（事業の認可及び経営主体）

第六条　水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2　水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。

○下水道法

（管理）

第三条　公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、都道府県は、二以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

受水

水道事業者が、印旛広域水道用水供給事業のような用水供給事業体から購入している水道水。

受水費

用水供給事業体から水道水を購入する際にかかる費用。

受贈財産等

宅地開発を進めた民間事業者等から市に贈与された財産等。佐倉市下水道事業では、当初の整備費用を要することなく下水道施設を整備できた一方、これらの下水道施設の更新費用は現在の処理原価には含まれていないため、将来の更新にかかる費用が蓄積されていない状況となっている。

常住人口

国勢調査における調査地域内に常住している人口。

奨励金制度

公共下水道が新たに整備された地域内の早期接続者に奨励金を交付する制度。水洗化率を向上し、下水道事業の効果促進を図るために設けられた制度。

新下水道ビジョン

下水道の使命・長期ビジョン及び長期ビジョンを実現するための中期計画（今後10年程度の目標及び具体的な施策）を示したもの。「循環のみち下水道」の“持続”と“進化”による成熟化が目標とされている。平成17年9月に策定された「下水道ビジョン2100」を改定するかたちで平成26年7月に策定された。

新水道ビジョン

水道の理想像とともに、目指すべき方向性や実現方策、関係者の役割分担等を示したもの。基本理念は“地域とともに、信頼を未来につなぐ日本の水道”であり、水道の理想像を“安全・強靭・持続”としている。平成16年に策定された水道ビジョンを全面的に見直し、平成25年3月に策定された。

水洗便所設置済人口

水洗便所を設置して汚水を処理している人口（公共下水道に接続し、使用している人口）。

水道ビジョン作成の手引き

国の新水道ビジョンの考え方を各事業体における水道事業ビジョン等に反映する際の記載事項や検討手法等を示したもの。

ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設の老朽化の進展状況を考慮して、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築の計画を策定・実施することにより、施設管理を最適化すること。

総括原価主義

給・排水にかかる直接的な費用のみならず、事業体の健全な持続と発展及び利用者の便益を増すために必要な資産維持費（事業報酬）を加えて料金を設定する方式。

◆ た行

貸借対照表

地方公営企業の会計において、料金・使用料等を得るために必要な「資産」、資産を調達するための「負債（借入金）」及び「資本（自己資本）」の情報を整理したもの。資産＝負債＋資本の構造となっている。

千葉県環境保全条例

生活環境の保全等に関して、県、市町村、事業者及び県民の責務を定めるとともに、施策や規制等を計画的に推進することを主な目的とする条例。

第二節 水質の保全に関する規制等（第十九条ー第三十七条）において、地盤沈下及び地下水位の著しい低下のおそれがあると認められる地域を地下水採取規制地域として定めており、指定地域内の地下水採取は知事の許可制となっている。

地方公営企業法を適用

水道・下水道事業等の地方公営企業は、水道は独立採算、下水道は汚水私費の原則により、給水・汚水処理に必要な原価を水道料金・下水道使用料で賄うこととなっており、経済性や原価の適正性が重視される民間企業に近い性質を持っている。それに対して一般会計は、税金等の収入を福祉やまちづくりなど必要な政策分野に適宜配分して支出するものであり、議決された予算に従って正しく支出されているかが重視される性質を持っている。

地方公営企業法の適用とは、水道・下水道事業における会計処理の方法を、市役所の一般会計と同じ現金主義から、民間企業と同じ発生主義の企業会計に変更することである。企業会計を採用にすることにより、一般会計と同じく１年間の現金収支をまとめた「歳入歳出決算書」ではなく「収益的収支計算書」と「資本的収支計算書」の２つの収支計算書が作成され、この２つの収支計算書の合算が１年間の現金収支となる。

収益的収支は、損益計算書とも呼ばれ、水道料金・下水道使用料収入等の総収益と、人件費・修繕費・支払利息・減価償却費等の総費用で構成され、その差額が当年度純損益となる。費用の中には減価償却費のように水道管等の資産取得額を法定耐用年数で期間配分する非現金費用も含まれる。そのため、収益的収支（損益計算書）により、上下水道事業における給水・排水に係る原価が明確化され、水道料金・下水道使用料の適正化に資することができる。なお、地方公営企業における“利益”は、将来の更新投資等のために蓄積されるものであり、民間企業のように配当等により外部に流出することはない。

資本的収支は、施設の整備・更新等に係る収支である。建設改良費や企業債の元金償還金等の資本的支出と、資金源となる企業債起債額（借入金）等の資本的収入で構成される。資本的収支は通常収入が支出を下回るが、収益的収支における減価償却費等の非現金費用と当年度純利益等による現金が資本的収支の補填財源となる。

また、「収益的収支計算書」と「資本的収支計算書」に加えて「貸借対照表」が作成される。貸借対照表は、水道料金・下水道使用料等の収益源となる水道・下水道管や各種施設等の資産に関する情報、資産整備のための企業債（借入金）等の負債に関

する情報、当初からの資本金やこれまでの当年度純利益の蓄積等である資本に関する情報を整理したものであり、資産に対して負債と資本の合計額が一致する。貸借対照表において、資産の整備においては、負債の割合が低く、資本の割合が高い方が財政状態の健全性が高いとされる。

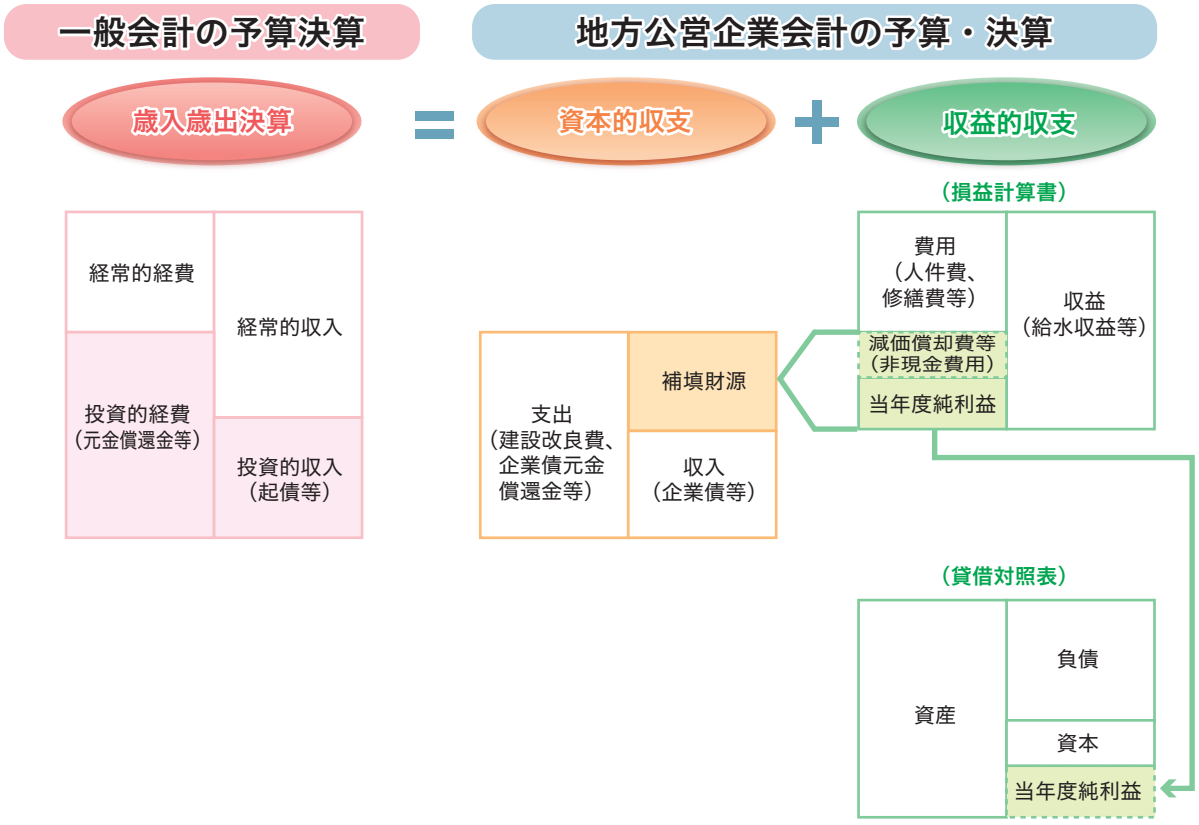

長期前受金

受贈財産等の金額や資産取得のための補助金や他会計繰入金を受け入れた金額。貸借対照表では負債（繰延収益）として計上される。資産の減価償却に合わせて損益計算書の毎年度営業外収益（長期前受金戻入）として収益計上される。

貯水槽管理

貯水槽とは、給水装置からの水を貯める水槽を指し、利用者による定期的な清掃や検査等によって適正に管理されることが必要である。

直結化

水道の水をいったん貯水槽に貯めてから給水していたものを、配水管の圧力で必要とする蛇口まで直接給水とすること。

取付管

宅地ごとに設置される公共汚水ますから、道路内に埋設される下水道（汚水）本管に接続するための管。

◆ な行

農業集落排水施設

主に市街地の汚水処理を担うのが公共下水道、農村部の汚水処理を担うのが農業集落排水施設。農業集落排水施設は、管きょ施設、ポンプ施設、汚水処理施設から構成され、独自の処理施設を保有して処理をするため、流域下水道等には接続していない。

◆ は行

配水ブロック化

配水エリアを分割することにより、より効率的な配水系統とするとともに、災害時における被害の最小限化を図るシステム。

配水量

配水池等から水道管に送り出された水量。

ハザードマップ

自然災害による被害を想定し、その被害範囲を地図化したもの。平常時における心得や避難に関する情報など、防災学習情報を掲載している。

下水道（雨水）施設や水路などの排水能力を超えるような大雨による浸水被害を想定し、その被害範囲などを地図化したものを内水ハザードマップという。また、河川の氾濫による被害を想定し地図化したものを洪水ハザードマップという。

PFI

PFIとは、Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略語。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方法。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が平成11年7月に制定され、平成12年3月にPFIの理念とその実現のための方法を示す「基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）の議決を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI事業の枠組みが設けられた。

BCP

事業継続計画（Business continuity planning）の略語。緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

表流水

河川水、湖沼水などの地表面を流れる水。

不明水

汚水管に流れ込んできた雨水や地下水のこと。処理する必要のない水であり、これが増加すると、終末処理場への負担が増加し処理費用が増大する。原因としては、宅内排水設備の誤接続や汚水管の老朽化による地下水の流入などが考えられる。

分流式

雨水管と汚水管を埋設し、汚水は処理場で処理し、雨水は海、河川、湖沼等に放流する処理方式。雨水と汚水を一緒に排水・処理する方式は合流式。

防災井戸

災害時に市民が利用できる井戸で、指定緊急避難場所・指定避難所及び地域防災集会所等に設置されている（平成26年11月現在、市内42箇所に防災井戸が設置されている）。

◆ ま行

埋設タンク

貯蔵用として地下に埋設されているタンク（緊急貯留タンクと同じ）。

マッピングシステム

水道の管路情報や使用者情報を都市計画図等の背景データの上に重ね合わせて表示し、水道管の工事竣工図や給水申請書等とリンクさせてデータ管理を行うシステム。

マネジメントサイクル

経営管理業務を効果的・円滑に進めるための、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検査）、ACTION（改善）の繰り返しのプロセス。

水安全計画

水源から蛇口に至る全ての段階で危害評価と危機管理を行い、安全な水道水の常時供給するシステムづくりを目指す計画。

WHO（世界保健機関）では、水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築する「水安全計画」（Water Safety Plan；WSP）を提唱している。これに基づき厚生労働省では、水安全計画策定のためのガイドラインを作成するとともに水安全計画の策定を推奨している。

水循環基本法

水循環の重要性及び健全な水循環のための取組みとして国や地方公共団体等の責務や関係者の連携・協力等が示されたもの（平成26年7月施行）。

◆ や行

八ツ場ダム

群馬県吾妻郡長野原町（利根川水系吾妻川）において建設中のダム（完成予定年度は平成31年度、建設費約4,600億円を予定）。洪水調節、水道及び工業用水確保、発電等を目的とする多目的ダム。

有収水量

水道メーターの検針等による料金徴収の対象となる水量。有収水量は点検や漏水等により配水量より少なくなる。なお、有収率とは有収水量を配水量で除した値。

◆ ら行

ライフサイクルコスト

施設新設から、維持修繕、改築、処分を含めた総計の費用。

流域下水道維持管理負担金

印旛沼流域下水道として設置された汚水管やポンプ場、終末処理場などの維持管理に要する費用に係る負担金。関係市町が汚水量により応分の負担をしている。

料金回収率

経費回収率を参照。